

市第 14 号議案

横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部改正

1 趣 旨

臨港地区は、港湾を円滑に管理運営するために必要な施設が立地されるよう定めている地区で、「横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「条例」）により建設できる構築物の用途を制限しています。

条例では、飲食店について「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」）に基づく許可が必要なものの建設を禁止しています。

この度、風営法が改正され平成 28 年 6 月 23 日に施行されることに伴い、飲食店の条項が変更になることから、条例の一部改正をしようとするものです。

2 風営法改正に伴う条例の一部改正案の内容

条例における風営法の引用部分（条例別表第 1 第 10 項）について、風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号 から、風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 11 項 とします。

（参考）【風営法改正対比表】

改正前		改正後	
許可が必要な飲食店	第 2 条第 1 項第 1 号 キャバレー等	第 2 条第 1 項第 1 号 キャバレー・社交飲食店等	許可が必要な飲食店
	第 2 条第 1 項第 2 号 社交飲食店等	第 2 条第 1 項第 2 号 低照度飲食店	
	第 2 条第 1 項第 3 号 ダンス飲食店	第 2 条第 1 項第 3 号 区画席飲食店	
	第 2 条第 1 項第 5 号 低照度飲食店	第 2 条第 11 項 特定遊興飲食店 (旧ダンス飲食店含む)	
	第 2 条第 1 項第 6 号 区画席飲食店		

3 施行予定日

平成 28 年 6 月 23 日（改正風営法の施行日と同日）